

令和7年度徳島県看護職員働き方改革支援事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、看護職員の安定的な確保や持続可能な働き方の実現することを目的に、医療機関の開設者である医療法人、社会福祉法人、地方公共団体及びその他知事が適当と認める者（以下「医療法人等」という。）が行う看護職員の勤務環境改善に係る勤務環境の整備等の費用等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護職員 保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- (2) ベースアップ評価料 医療従事者（医師、歯科医師を除く主として医療に従事する者）の賃上げに使用することを条件に算定可能な診療報酬の点数項目をいう。
- (3) 独自の賃上げ ベースアップ評価料に該当しない看護職員の「基本給の底上げ」の実施のことをいい、手当、一時金、定期昇給を含まず、他の事業と重複しないものに限る。

(補助対象事業者)

第3条 交付対象事業者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 令和8年1月31日時点で別表第1に掲げるベースアップ評価料を国に届け出ている病院、有床診療所（医科）（以下「対象施設」という。）を経営する者であること。
- (2) 令和7年10月7日から令和8年3月31日までの看護職員の賃上げ額の総額が別表第2に定める基準額（以下「基準額」という。）の2分の1以上となる独自の賃上げを実施すること。
- (3) 看護職員の「勤務環境改善に係る計画」を作成していること。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が行う次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）のいずれか（複数可）に要する経費とする。ただし、第1号に規定する事業は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までを、第2号及び第3号に規定する事業は、令和7年10月7日から令和8年3月31日までを対象期間とする。

- (1) 看護管理システムの導入又は夜勤の負担軽減に係る備品購入（ア及びイに該当するものに限る。）

- ア 勤怠管理システムの編成、就業規則の改定等、看護管理システムに関するもの
 - イ 休息用ベッド、カーテン、パーテーション等、看護職員の夜勤負担軽減に係るもの
- (2) 独自の賃上げ（基準額の1／2が上限）
- (3) 看護職員の短時間勤務者の業務を代替する職員に対する新たな手当創設
- 2 前項第3号に規定する補助事業は、厚生労働省の「両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）」による「育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する方への手当支給」（以下「国事業」という。）の支給決定を受けた者とする。この場合において、国事業の対象となる「3歳未満の子を養育する労働者」の対象外となる「3歳以上の就学前の子を養育すること労働者」に係る手当を含めるものとする。
- 3 第1項の補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。ただし、医療法人等が次に掲げる要件に該当する場合は、この限りでない。
- (1) 消費税法における納税義務者でない者
 - (2) 消費税法における簡易課税事業者

（補助金額等）

第5条 補助金額は、施設ごとに基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請書等）

- 第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。
- 2 規則第3条の知事が定める書類は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 所要額調書（様式第2号）
 - (2) 事業計画書（別紙1）
 - (3) 収支予算書抄本（様式第3号）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第3条の知事が定める期日は、令和8年1月30日とする。
- 4 補助金の交付の申請は、対象施設1施設につき、1回とする。

（補助金の交付の条件）

- 第7条 規則第5条第1項各号に掲げる事項、規則第15条の2に規定する事項及び次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。
- (1) 補助事業に係る経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。
 - (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (3) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生ずると認められた場合及び

知事の承認を受けて規則第17条第2号に定める機械及び器具を処分することにより収入があった場合には、知事はその収入の一部又は全部を納付させることがある。

(軽微な変更)

第8条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の区分相互間における20パーセントを超えない金額の変更とする。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

(変更の承認の申請等)

第9条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第6条第2項に掲げる書類
- (2) 補助事業の変更（中止・廃止）の内容及び理由を記した書類

3 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第5号による。

2 規則第11条の知事が定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所要額精算書（様式第6号）
- (2) 事業実績報告書（別紙2）
- (3) 収支決算書抄本（様式第7号）
- (4) 補助対象経費の支出額が確認できる書類（領収書等）の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の請求)

第11条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書（様式第8号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第12条 知事は、市町村である補助事業者に対しては規則第12条の規定による補助金額

の確定の通知をした後に、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金調書等)

第13条 規則第16条の補助金調書は様式第9号による。

2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(決定の取消等)

第14条 知事は、補助事業者が規則第14条に規定する事項のほか、次の各号に該当すると認められたときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことがある。

- (1) 不正手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助事業を実施せず、実施しようという意思が認められないとき。
- (3) 補助事業を完了する見込みがなくなったとき。
- (4) 補助事業の実施において、著しく社会的妥当性を欠く行為があつたと認められるとき。
- (5) その他この要綱の定めに違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 知事は、規則第15条に規定する事項のほか、補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止する場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の規定により、補助金の返還（以下「返還」という）を命ぜられた場合の返還については、規則第15条の2の規定を準用する。

(証拠書類の保管)

第16条 規則第17条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助金の額の確定の通知を受けた日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(財産処分の制限)

第17条 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、取得価格の単価又は効用の増加額の単価が50万円以上の備品及び器具とする。

2 規則第17条ただし書の知事が定める期間は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日健発第0417001号）で定める年数とする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定

める。

附 則

この要綱は、令和7年10月7日から施行し、令和7年4月1日以後に実施する事業（この要綱の施行日までに事業が完了し、又は当該事業に係る支払いが完了しているものを含む。）について適用する。

別表第1（第3条関係）

対象施設	ベースアップ評価料の区分
病院	0100 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
有床診療所	0102 入院ベースアップ評価料（医科）

別表第2（第5条関係）

対象施設	基準額	補助率
有床診療所	200千円	10分の10以内
病院（20～99床）	400千円	
病院（100～299床）	600千円	
病院（300～499床）	800千円	
病院（500床以上）	1,000千円	